

### ご存知ですか？「退職者医療制度」について



「退職者医療制度」での国保被保険者証

#### ■「退職者医療制度」とは？

長い間、会社や役所などに勤めていて退職し、老齢または退職を事由とする厚生年金などを受給できる65歳未満の人とその被扶養者は、国民健康保険の「退職者医療制度」で医療を受けることになります。

この制度の対象者の医療費は、一部負担金（自己負担分）と国民健康保険税のほか、社会保険や共済組合からの拠出金が財源となっています。対象者が届け出をしないと、本来拠出金として負担すべき医療費まで町の国保が負担することになります。対象者となられたら、必ず届け出をお願いします。

なお、国保税の算定方法および医療機関にかかったときの自己負担割合などについては、一般の国保と同様です。

様です。

#### ■対象となる人は？

次の条件にすべて当てはまる人（退職被保険者本人）と、その被扶養者です。

- ① 国保に加入している65歳未満の人
- ② 厚生年金や各種共済組合などの年金を受給している人で、その加入期間が20年以上、もしくは40歳以降10年以上ある人

#### ■被扶養者とは？

次の条件にすべて当てはまり、退職被保険者本人と同一世帯に属している人です。

- ① 国保に加入している65歳未満の人
- ② 退職被保険者の直系尊属、配偶者（内縁でもよい）と3親等以内の親族、または配偶者の父母と子
- ③ 主に退職被保険者の収入によって生計を維持されており、年間の収入が130万円（60歳以上の人や障がい者は180万円）未満の人

#### ■手続きに必要なものは？

町住民生活課で手続きを受け付けます。次のものををご準備ください。

- ・ 国民健康保険被保険者証
- ・ 厚生年金などの年金証書
- ・ 印かん

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線106) ✉klg204@town.kosa.lg.jp

### ■第28回甲佐町「人権週間」を開催します

12月4日（土）～10日（金）は、第28回甲佐町「人権週間」です。

この「人権週間」は、同実行委員会、町、町教育委員会が、憲法で保障する基本的人権の尊重と町民の人権意識の高揚を図ることを目的に、毎年実施しています。

#### 【強調事項】

○考えよう、あなたの人権わたしの人権

- 人権意識を育てよう、あなたもわたしも
- ・ 女性の人権を守ろう
- ・ 子どもの人権を守ろう
- ・ 部落差別をなくそう
- ・ 障がい者の人権を守ろう
- ・ 高齢者の人権を守ろう。

#### 【行事日程】

- 4日（土）
  - ・ 始まりの言葉（町長）（町防災行政無線）午前7時
  - ・ 町民集会（町生涯学習センター）午前9時30分
  - ・ 人権パレード（市街地）午前11時30分
- 6日（月）
  - ・ 広報巡回活動 午前9時～正午
  - ・ 特設人権（心配事）相談（町老人いこいの家）午前10時～午後3時
- 7日（火）
  - ・ 広報巡回活動 午前9時～正午
  - ・ 街頭啓発（甲佐ショッピングセンター・エ・ラ、ショッピングパーク彩甲）午後4時～午後5時
- 8日（水）
  - ・ 広報巡回活動（企業訪問）午前9時
- 9日（木）
  - ・ 広報巡回活動 午前9時
- 10日（金）
  - ・ 終わりの言葉（実行委員長）（町防災行政無線）午後9時
- 「人権週間」期間中
  - ・ 人権作品展（毛筆・硬筆・ポスター・標語）（甲佐ショッピングセンター・エ・ラ、町総合保健福祉センター、町生涯学習センター）

### 12月4日から10日まで甲佐町「人権週間」です



昨年の甲佐町「人権週間」での町民集会

## 史跡「陣ノ内館跡」発掘調査レポート# 4



鍋連弁（しのぎれんべん）といわれる模様が特徴的

### ■陣ノ内館跡から出土した中国・龍泉窯の青磁

陣ノ内館跡では、縄文時代から江戸時代までに製作された多種多様な土器が出土しますが、中には変わった土器も出てきます。

その一つに、青磁があります。青磁とは、古くは中国で作られ、最近では、日本でも作られる磁器の一つです。

例えば、右の写真でご紹介しているものは、中国の龍泉と呼ばれる地方の窯で焼かれた椀の縁の部分で、館跡の土壘の脇から出土したものです。鍋連弁（しのぎれんべん）といわれる模様が特徴的で、形が完全に残っていれば、器の根元から縁の部分まで蓮の花びらが広がったようにみえる、非常にきれいな逸品です。

たと思われます。

館跡で出てくる磁器は、残念ながらすべて割れた状態で出土していません。しかし、このような磁器が館跡から出土することで、広大なアジア大陸と甲佐が歴史的につながっていたという想像力をかきたてられるのです。

実は、この龍泉という場所は、中国の中でも南側の内陸部に位置します。そこで焼かれたものが、当時においては中国と甲佐との間で直接交易をしていなかったとしても、回りまわって九州の熊本の中でも甲佐のこの地にやってきました。それだけ珍重されたということで、この出土した青磁にも「お疲れ様」と言いたくなります。

史跡の発掘調査が全国的に行われる中で、館跡と同時期の日常生活の中にも、中国の磁器がかなり入り込んでいたのが分かってきました。もちろん、日本で作られた磁器も使われていました。

しかし、館跡に関しては、国産の磁器の出土は非常に少なく、海外、特に中国の磁器ばかりが使われていたようです。

むかしの城主は、「違い」の分かる、かなり「異国趣味」だったと言えるのではないのでしょうか。

町教育委員会社会教育課 ☎096-234-1111(内線324) ✉klg110@town.kosa.lg.jp

### ■本町から始まった家事育児教育

『広報こうさ』9月号で、中学生の赤ちゃん触れ合い体験が紹介されていました。「男女が共に家事育児を行うこと」を進める学校教育は、本町で先進的に始められました。

甲佐中学校では、昭和50年代後半に男女が共に家庭科を学び始め、当時、全国に発信されました。「息子が一生懸命にシヨートパンツを縫う姿を見て、これからは男も家事育児をする時代になるんだな」と啓発されたお母さんは今日まで共働きを続けておられ、その息子さんも夫婦共働きで共にならばっています。

甲佐高校では、昭和40年代前半に選択科目で男女が家庭科を共に学び始めています。この実践は、全国へ「家庭科を男女で学ぶ」教育課程と

## 男女が共に家事育児を行う学校教育の始まり



「男女が共に家事育児を行うこと」への取り組み

なり広がっていききました。昭和57年からは男女が共に調理実習や保育園実習を行い、高齢化が進む中で、特別養護老人ホームでの食事介護体験実習も行っています。

同高生徒は平成3年、甲佐健康クラブと合同調理実習を行いました。一人暮らしの男性高齢者が「自分の健康は自分で守らにや、ほかにしてくれるもんがおらんけん、このクラブで料理ば習いよる」と話して男子生徒と楽しく調理し、会食では自分の健康を維持するために家事もしつかりするという事例を聞きました。

「男子、厨房に入らず」の考えから母親の家事の下で育った男子生徒たち、その一部はこの家庭科授業に消極的でした。元気な高齢者に出会い、「家事はこれからの自分のため」に大切である」と気付いたのでした。

文部省は女子差別撤廃条約の課題であった男女別の教育課程を改訂し、平成8年度以降全国の高校で男女が家庭科を学んでいます。生活的に自立することが、男女共同参画社会づくりを推進します。(一)

▼お問い合わせ先

甲佐町男女共同参画社会推進懇話会（事務局・町住民生活課内）

☎096-234-1111  
(内線102)

町住民生活課 ☎096-234-1111(内線102) ✉klg106@town.kosa.lg.jp